

(建築関係工事の記載例)

「福島県建築関係工事特記仕様書」1 一般共通事項 (番号)建設キャリアアップシステム活用工事の特記事項欄に以下を明記すること。

- (1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(ウ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知)に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。

(実施要領は、技術管理課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(2)実施内容関係

(ア)受注者は、活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録。
③現場登録	当該現場の登録。
④就業履歴情報登録	当該現場での _____ 就業履行情報の登録。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

(建築関係工事の記載例)

「福島県建築関係工事特記仕様書」1 一般共通事項 (番号)建設キャリアアップシステム活用工事の特記事項欄に以下を明記すること。

- (1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(3) 本工事の発注方式は (受注者希望型 ・ 発注者指定型) である。

↑どちらかを選択し○印をつけること

(ウ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知)に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。

(実施要領は、技術管理課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は (受注者希望型 ・ 発注者指定型) である。

↑どちらかを選択すること

(2)実施内容関係

(ア)受注者は、活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録。
③現場登録	当該現場の登録。
④就業履歴情報登録	当該現場での <u>30日以上</u> の就業履行情報の登録。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

(イ)発注者が、推奨工事及び義務化工事の対象外として発注した工事において、受注者がCCUS活用を希望する場合は、契約締結後30日以内に発注者に対し協議できるものとする。

5 実施状況の確認

受注者は、精算変更時に、4(2)に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
②技能者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
③現場登録	現場利用料の請求書(写し)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

6 工事成績評定点について

(1) 推奨工事、義務化工事ともに、下記評価対象項目を満足し、4(2)に掲げる基準を達成した場合は、加点評価を行う。(第1評定 5創意工夫において、2点の加点)

評価対象項目	評価基準
①事業者登録	<u>①～④の全ての基準を達成している。</u>
②技能者登録	
③現場登録	
④就業履歴情報登録	

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

(2)推奨工事受注者が基準を達成出来なかった場合は、工事成績評定点の減点などの措置は課さない。

(3)義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合は、福島県請負工事成績評定要綱の項目別評定点における評価項目「8.法令遵守等」において、1点減点するものとする。減点項目は、現行の工事成績調書で該当する選択項目がないことから、表-1の16「施工体制台帳、施工体系図が不備で、・・・」と同等に扱うものとし、表-1の16に「○」を入力し、表-2の9.その他に「理由:CCUS活用工事実施要領に定

5 実施状況の確認

受注者は、精算変更時に、4(2)に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
②技能者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
③現場登録	現場利用料の請求書(写し)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

6 工事成績評定点について

(1) _____ 4(2)に掲げる基準を達成した場合は、福島県請負工事成績評定要綱に基づくこと。

_____	_____
_____	_____

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録(事業者登録、管理者ID登録、技能者登録)のための費用は設計変更の対象としない。

8 実施状況調査等

受注者は、発注者から実施状況調査等のアンケート依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

10 附則

この要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和4年7月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録(事業者登録、管理者ID登録、技能者登録)のための費用は設計変更の対象としない。

8 実施状況調査等

受注者は、発注者から実施状況調査等のアンケート依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

10 附則

この要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和4年7月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。